

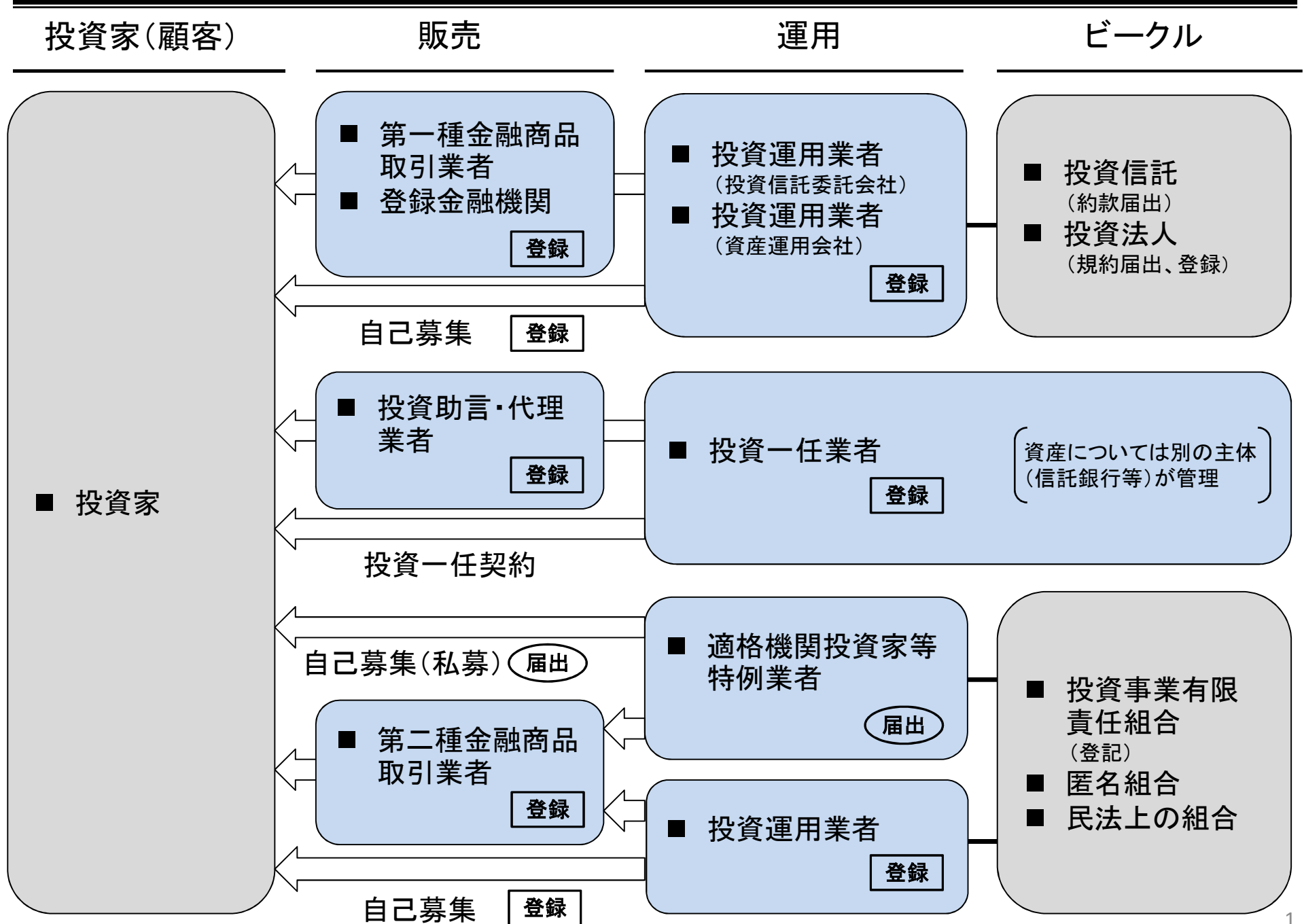
事務局説明資料

(投資運用等を巡る制度の現状と課題)

平成26年10月10日(金)

金融庁総務企画局

投資運用に係る制度の全体像



金融商品取引法上の業規制・行為規制(運用関係)

- 投資運用業は、原則として、当局へ「登録」を行うことにより可能となる。
- 「プロ向け投資運用業」においては、出資者を「適格投資家」に限定し、運用財産総額200億円以下とすることで、より緩和された登録要件の下で業務を行うことが可能。
- 一方、1名以上の「適格機関投資家(いわゆるプロ)」及び49名以内の「適格機関投資家以外の投資家(一般投資家(アマ)も含まれる)」により構成される「適格機関投資家等特例業務」(いわゆる「プロ向けファンド」)については、当局への「届出」のみで行うことが可能。
- プロ向けファンドは、組合契約等に基づいて出資を募った金銭等を主として株式等の有価証券やデリバティブへの投資により運用する業務を行うことができるが、忠実義務や分別管理義務などの行為規制は課せられていない。また、登録制でないこともあり、業務改善命令や登録取消などの行政処分の対象となっていない。

	投資運用業 (投信会社等)	プロ向け投資運用業	適格機関投資家等特例業務 (プロ向けファンド運用)	投資助言・代理業 (投資顧問会社)
出資者の 範囲	制限なし	適格投資家	1名以上の適格機関投資家 49名以内の一般投資家	—
業規制	登録制	登録制	届出制	登録制
	拒否要件 (登録取消後5年間、刑事罰後 5年間、人的構成の不備等)	拒否要件 (登録取消後5年間、刑事罰後 5年間、人的構成の不備等)	—	拒否要件 (登録取消後5年間、刑事罰後 5年間、人的構成の不備等)
	最低資本金5,000万円	最低資本金1,000万円 (運用財産総額200億円以下)	—	営業保証金500万円の 供託義務
	兼業規制	兼業規制	—	—
行為規制	忠実義務	忠実義務	—	忠実義務
	善管注意義務	善管注意義務	—	善管注意義務
	分別管理義務	分別管理義務	—	—
	虚偽説明、損失補填、 利益相反行為等を禁止	虚偽説明、損失補填、 利益相反行為等を禁止	虚偽説明、損失補填 のみを禁止	虚偽説明、損失補填、 利益相反行為等を禁止
	運用報告書の交付義務	運用報告書の交付義務	—	—
行政処分	業務改善命令、業務停止命令、 登録取消	業務改善命令、業務停止命令、 登録取消	—	業務改善命令、業務停止命 令、登録取消

投資運用に関連する制度改正経緯

投資一任業務・投資助言業務

- 悪質業者による投資家被害が発生
(主な被害類型)
不当勧誘、架空の情報による推奨、証券横領、解約要求の拒絶等

1986年「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(投資顧問業法)」制定

- (投資一任業務)
 - ✓ 認可制(投資助言業務の登録が前提)
 - ✓ 最低資本金: 1億円
- (投資助言業務)
 - ✓ 登録制
 - ✓ 営業保証金供託

2004年「投資顧問業法」改正

- (投資一任業務)
 - ✓ 最低資本金: 1億円から5,000万円に引下げ

投資信託委託業

1951年「証券投資信託法」制定

- ✓ 登録制
- ✓ 最低資本金: 5,000万円

1953年「証券投資信託法」改正

- ✓ 登録制を免許制に変更
 - ・ 受益者保護の観点から、不適格な者を排除できるよう変更

1998年「証券投資信託法」改正(金融システム改革法)

- ✓ 免許制を認可制に変更
 - ・ 競争を促進しつつ投資家保護を担保
- ✓ 最低資本金: 5,000万円から1億円に引上げ
- ✓ 投資法人(会社型投信)の導入

2000年「(証券)投資信託法」改正

- ✓ 運用対象の拡大(不動産等)

2004年「投資信託法」改正

- ✓ 最低資本金: 1億円から5,000万円に引下げ

2007年「金融商品取引法」施行(投資顧問業法は廃止、投資信託法は仕組み規制のみ存置)

- ✓ 投資一任業務及び投資信託委託業は「投資運用業」、投資助言業務は「投資助言・代理業」として、他の業務と共に横断的に整理
- ✓ いずれも登録制、投資運用業は最低資本金5,000万円、投資助言・代理業は営業保証金500万円、各種行為規制が適用
- ✓ 適格機関投資家等特例業務を新設し、届出制を導入(最低資本金はなし、行為規制は限定的(虚偽説明及び損失補填の禁止のみ))

2011年「金融商品取引法」改正

- ✓ 適格投資家向け投資運用業の新設
 - ・ 投資運用ファンドの立上げを促進する観点から、顧客がプロに限定された一定規模(200億円)以下の投資運用業について登録要件を緩和(最低資本金は1,000万円、各種行為規制が適用)

金融商品取引法上の業規制・行為規制(販売関係)

- 有価証券の売買やその取次ぎ、募集・私募やその取扱い等は、原則として、当局への「登録」を行うことにより可能となる。
- 一方、「プロ向けファンド」は、当局への「届出」のみで、組合契約等に基づき収益の分配を受ける権利について、一般投資家(アマ)を含めて私募を行うことが可能。また、販売に際しての書面交付義務、説明義務、断定的判断の提供の禁止などの行為規制は課せられておらず、登録制でないこともあり、行政処分の対象となっていない。

	第一種金融商品取引業 (証券会社)	第二種金融商品取引業 (ファンド販売業者)	電子募集取扱業務 (クラウドファンディング)	適格機関投資家等特例業務 (プロ+49人へのファンド販売)
業規制	登録制	登録制	登録制	届出制
	拒否要件 (登録取消後5年間、刑事罰後5年間、人的構成の不備等)	拒否要件 (登録取消後5年間、刑事罰後5年間、人的構成の不備等)	拒否要件 (登録取消後5年間、刑事罰後5年間、人的構成の不備等)	—
	最低資本金5,000万円 (業務内容が元引受業務以外の場合)	最低資本金1,000万円	最低資本金 少額一種業: 1,000万円 少額二種業: 500万円	—
	兼業規制	—	—	—
行為規制	広告規制	広告規制	広告規制	—
	書面交付義務・説明義務	書面交付義務・説明義務	書面交付義務・説明義務 ウェブサイト上の情報提供義務 (重要情報)	—
	虚偽説明・断定的判断の提供、 利益相反行為等の禁止	虚偽説明・断定的判断の提供、 利益相反行為等の禁止	虚偽説明・断定的判断の提供、 利益相反行為等の禁止	虚偽説明のみを禁止
	損失補填の禁止	損失補填の禁止	損失補填の禁止	損失補填の禁止
	適合性の原則	適合性の原則	適合性の原則	—
	不招請勧誘・再勧誘の禁止 (店頭デリバティブのみ)	再勧誘の禁止 (市場デリバティブのみ)	〔 電話・訪問販売の禁止 〕 (詳細は現在検討中)	—
行政処分	業務改善命令、業務停止命令、 登録取消	業務改善命令、業務停止命令、 登録取消	業務改善命令、業務停止命令、 登録取消	—

有価証券の販売等に関連する最近の制度改正経緯

証券会社

1998年「証券取引法」改正（金融システム改革法）

- ✓ 免許制を登録制に変更
- ✓ 専業義務を撤廃

2004年「証券取引法」改正

- ✓ 最低資本金：1億円から5,000万円に引下げ



ファンド販売業者

- 金融商品取引法の施行以前には行政による横断的な監督はなく、証券取引法や商品ファンド法、信託業法などの個別法により販売業者が監督されており、規制されていない業者も存在
- このような中、監督されていない詐欺的ファンドによる被害事例が発生



2007年「金融商品取引法」施行

- ✓ 証券会社は、「第一種金融商品取引業」としての登録に移行
 - 最低資本金：5,000万円
 - 各種行為規制が適用

- ✓ 個別法により監督されていないファンド販売業者も含め、横断的な「第二種金融商品取引業」としての登録に移行
 - 最低資本金：1,000万円
 - 各種行為規制が適用
- ✓ 適格機関投資家等特例業務を新設（届出制）
 - 最低資本金：なし
 - 行為規制は限定的（虚偽説明及び損失補填の禁止のみ）

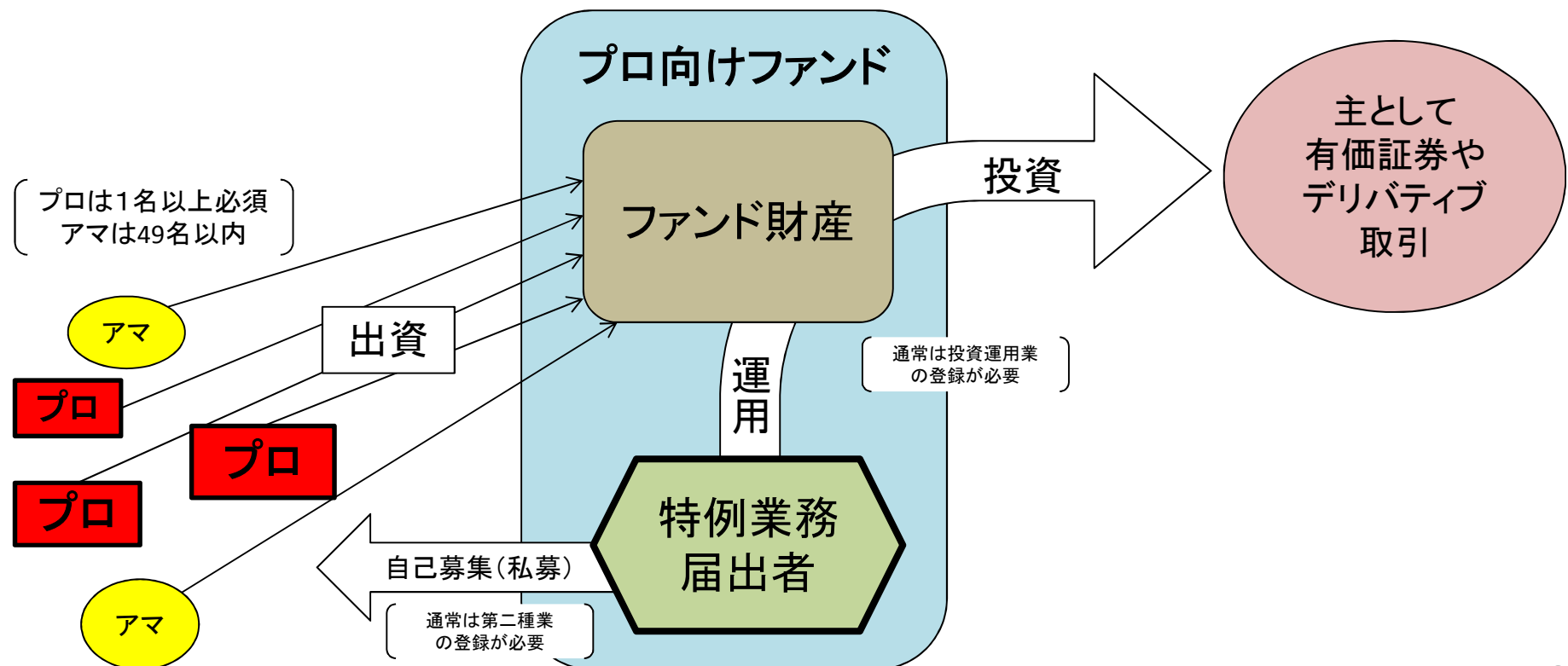
2014年「金融商品取引法」改正（現時点で未施行）

- ✓ 第一種少額電子募集取扱業務（株式型クラウドファンディング）を新設（登録制）
 - 最低資本金：1,000万円
 - 各種行為規制が適用

- ✓ 第二種少額電子募集取扱業務（ファンド型クラウドファンディング）を新設（登録制）
 - 最低資本金：500万円
 - 各種行為規制が適用

適格機関投資家等特例業務(いわゆる「プロ向けファンド」)

- 適格機関投資家等(1名以上の適格機関投資家および49名以内の一般投資家(アマ))を対象とするときに限り、当局に届出を行うことにより、当該届出を行った者は、通常、業として登録が必要となる以下の2つの業務を行うことが可能となる。
 - ① 組合型集団投資スキーム持分の私募
 - ② 組合型集団投資スキームの財産を主として有価証券やデリバティブ取引に係る権利に投資することによる投資運用
- このような業務を「適格機関投資家等特例業務」といい、組成された組合型集団投資スキームは一般的に「プロ向けファンド」と呼ばれている。



「プロ向けファンド」導入の背景と目的

2007年の金融商品取引法制の施行以前

- 組合型集団投資スキーム(ファンド)については行政による横断的な監督はなされておらず、個別法により監督されていないファンドも存在しており、詐欺的事例も発生していた。

2007年の金融商品取引法施行時

- ファンドについては、
 - 多数の一般投資家を対象とした匿名組合形式の事業型ファンドに関する被害事例等に鑑み、利用者保護ルールの徹底を図る観点から、包括的・横断的規制の整備を図る、
 - 一方で、利用者保護を前提に、活力ある金融市場を構築するとの観点から、プロ投資家を対象とするファンドについては、一般投資家を念頭においた規制を相当程度簡素化し、金融イノベーションを阻害するような過剰な規制とならないように配慮する、とされた。
- このような考えの下で、一般投資家を対象にファンドの販売・勧誘および運用を行う業者については登録制とする一方、プロ投資家を対象とする業者については、最低限の実態把握を行う観点から届出制とされるとともに、簡素な行為規制とされた。
- さらに、基本的にプロ投資家が投資するようなファンドであっても、当該プロ投資家と関係の深い一般投資家(例:ファンド運営会社の役員等)も出資しているような場合も多いとの実態を踏まえ、プロ投資家以外の者が少数(政令において49人とされた。)に留まる場合には、プロ向けファンドとしてプロ投資家のみを対象とするファンドと同等の取扱い(届出制、簡素な行為規制)とすることとされた。

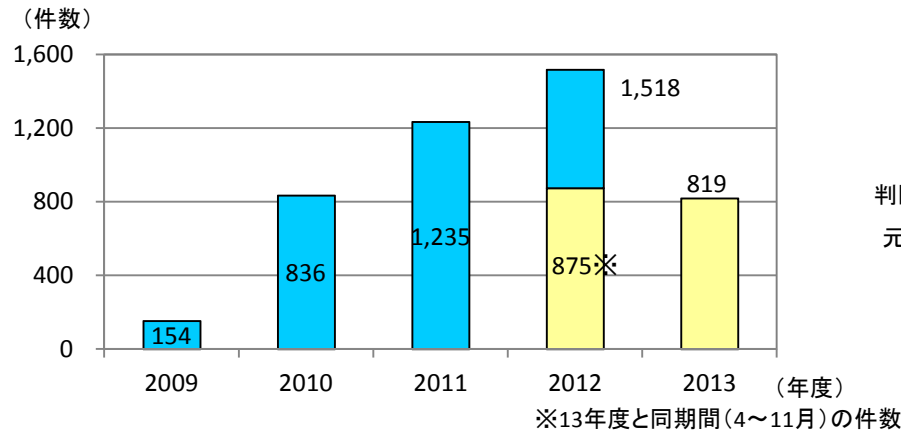
プロ向けファンドに関連する問題

○ プロ向けファンドに関しては、その販売等を行う業者が、

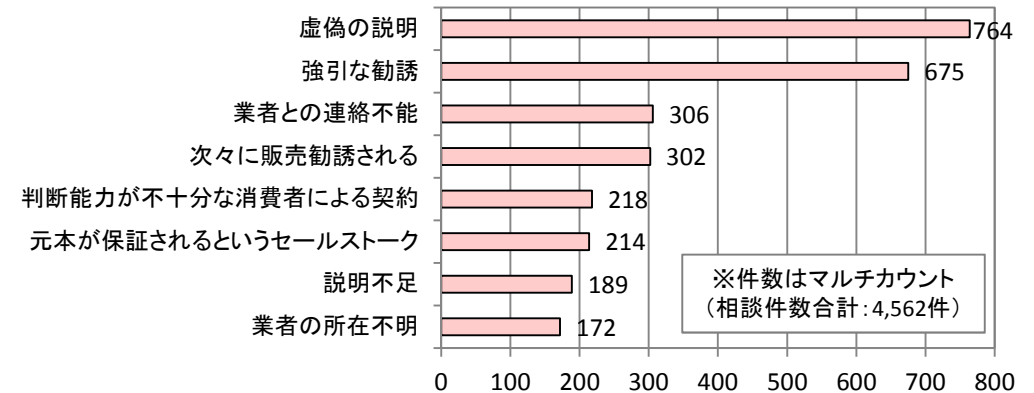
- ① 他の金融商品取引業者と異なり行為規制が緩く、また、登録制でないこともあり、行政処分(業務改善・停止命令、登録取消)の対象となっていないこと、
- ② 49名以内であれば投資の素人にも販売が可能なこと、

を悪用し投資家に被害を与えるケースがあり、国民生活センターへの相談件数は増加傾向にある。

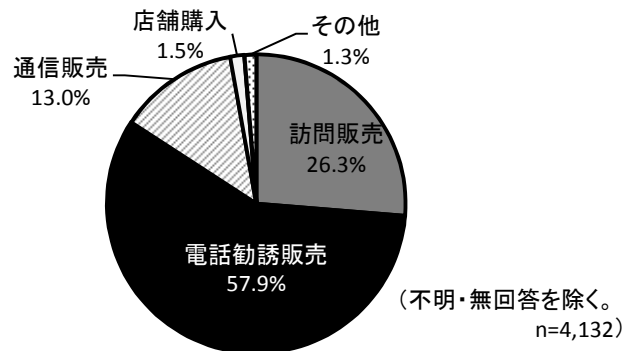
● 「プロ向けファンド」届出業者に関する相談件数



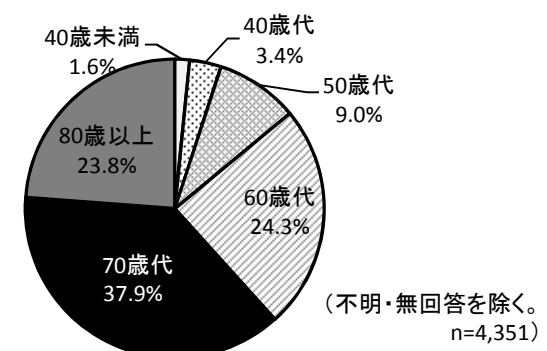
● プロ向けファンドに関する主な相談内容別件数



● プロ向けファンド販売購入形態別割合



● プロ向けファンド契約当事者年代別割合

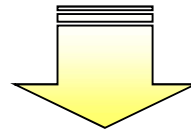


プロ向けファンドの適正化のための取組

○ 届出手続きの強化のための制度改正（平成23年内閣府令改正、平成24年4月1日施行）

背景

- 当時、適格機関投資家1名以上の要件を満たさない届出業者のファンドで投資者被害が発生
- 実体のない法人等において届出が提出される事例も



- 届出事項の拡充
特例業務要件を満たしているかどうかの把握が行えるよう、適格機関投資家の名称等を追加
- 添付書類の追加
届出者の実体を確認するため、届出者の本人確認資料（登記事項証明書等）を届出書の添付書類に追加

プロ向けファンドに関する主な提言(抜粋)

- 投資家被害の増加に対し、本年4月、証券取引等監視委員会や消費者委員会から、投資家に係る要件を厳格化する等制度を見直すべきとの建議・提言。

- 証券取引等監視委員会・建議(平成26年4月18日)

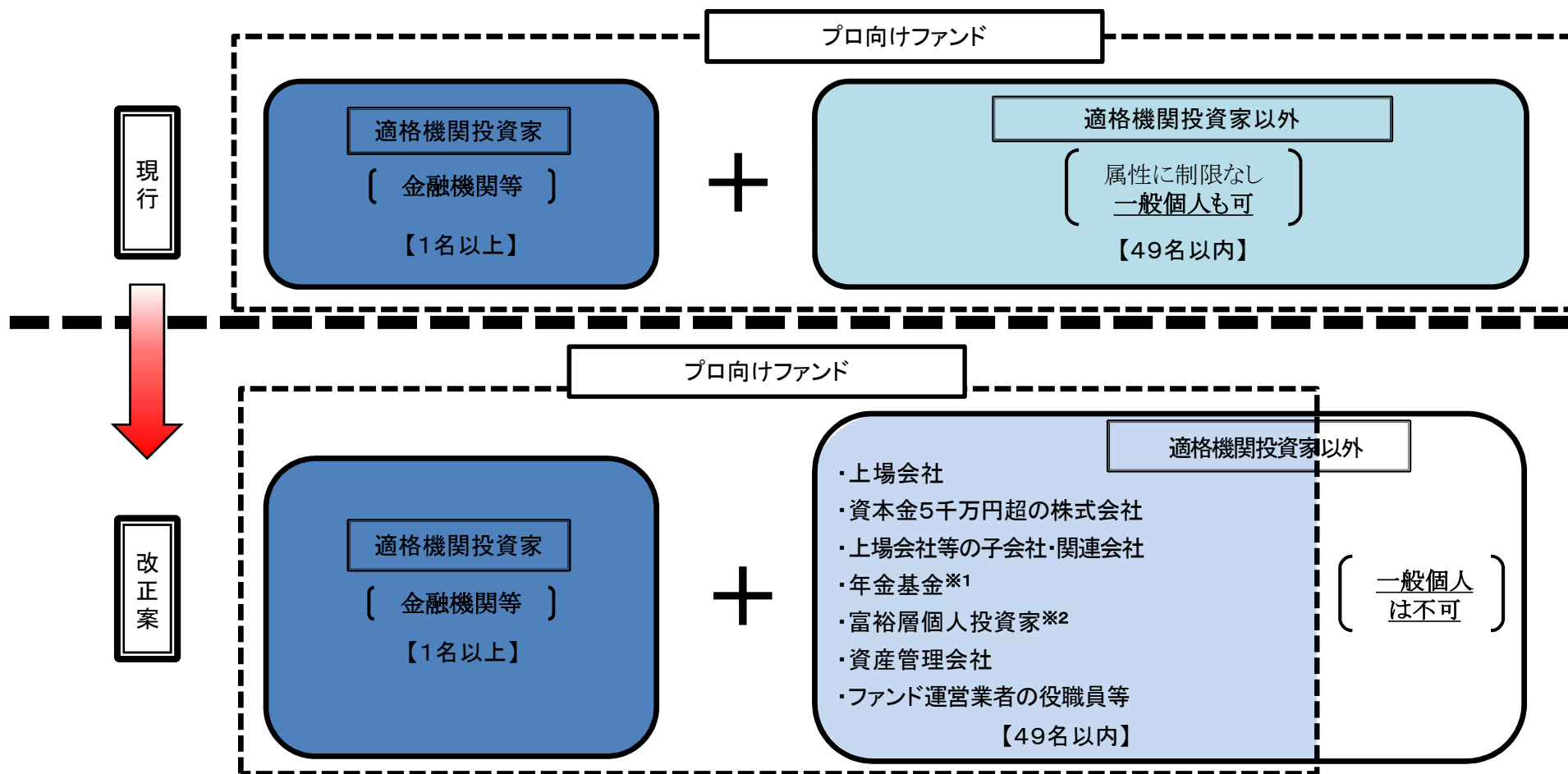
- ファンドに係る投資者保護の一層の徹底を図る観点から、適格機関投資家等特例業務に関する特例について、出資者に係る要件を厳格化する等、一般投資家の被害の発生等を防止するための適切な措置を講ずる必要がある。

- 消費者委員会・提言(平成26年4月22日)

- 適格機関投資家等特例業務は、本来、プロ向けの制度である。そこで、制度の在り方として、プロ向けの仕組みという制度趣旨に則って整備されるべく諸要件等を見直すことが適当である。
- (法人については)契約締結前交付書面の交付義務を初めとする投資家保護規定が限定的にしか適用されないことに鑑みれば、たとえ「法人」であっても自衛能力や耐性のある投資家と認めるに足りる要件を別途設定する必要があるのではないかとと思われる。
- (個人については)消費者被害の現状からすれば、(中略)少なくとも億単位の余剰資金をもって、投資性の金融取引を、年単位で継続的に行っている投資家という要件を満たすべきであろう。

プロ向けファンドに関する規制の見直し(パブリックコメント案)

○ 提言等を踏まえ、「プロ向けファンド」の本来の趣旨に立ち返り、販売可能な投資家を以下のとおりとする政令・内閣府令の改正案について、パブリックコメントを実施(5月14日～6月12日)。



※1 投資性金融資産(株式、債券(国債を含む)等の有価証券が主であり、預貯金や住宅といった資産は含まない)を100億円以上保有する厚生年金基金・企業年金基金

※2 投資性金融資産を1億円以上保有する個人投資家

パブリックコメント案に対する意見等

- パブリックコメントに付した改正案に対して、
- ① プロ向けファンドの個人への販売は禁止すべきとの意見
 - ② 販売が可能な投資家の範囲が狭く、新たなファンドの組成が困難になるため、範囲を広げてほしいとの意見
- などが出された。

● 日本弁護士連合会・要望(平成26年6月6日)

- (規制見直し案に関して)適格機関投資家以外の者につき限定を加えた点について、賛成する。
- 個人投資家をその対象に含めている点について、反対する。適格機関投資家以外の者に対する私募及び投資運用業については、そもそも個人投資家への勧誘を禁止すべきである。

● 独立系ベンチャーキャピタリスト等有志(平成26年7月15日)

- 米国をはじめとする他の先進国その他有力な新興諸国とのバランス、憲法で保障された経済活動の自由、国際的にもベンチャーキャピタルの投資額が低水準である我が国の実情等にも十分配慮した上で、以下のような要件にすべきであると考えます。
 - 一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、その保有する資産が五千万円以上であると見込まれる法人、組合等(民法上の組合、投資事業有限責任組合(LPS)、有限責任事業組合契約(LLP))及び信託(外国の同様の事業体を含む。保有する資産には、「投資性金融資産」だけでなく、現預金等、すべての資産を含みます。)
 - 二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、以下のいずれかに該当すると見込まれる個人
 - イ 年収が一千万円以上又は夫婦で一千万円以上であること
 - ロ 資産(本人が居住する不動産を除く)を一億円以上保有していること
 - 三 適格機関投資家の役員及び親族
 - 四 ファンドの業務執行組合員、元業務執行組合員
 - 五 ファンドの業務執行組合員等の役員、役員の親族及び元役員
 - 六 金融商品取引所に上場している有価証券の発行者の役員及び元役員
 - 七 金融商品取引所に上場している有価証券の発行者が提出した有価証券届出書に株主又は新株予約権者として記載された個人及び法人
 - 八 金融商品取引所に上場している有価証券の発行者が最近一年以内に提出した有価証券報告書に大株主として記載された個人及び法人
 - 九 公認会計士、弁護士、司法書士、行政書士、税理士
 - 十 会社の設立、増資、新株予約権の発行、新規事業の立上げ、株主総会又は取締役会の運営、買収若しくは発行する株式の金融商品取引所への上場に関する実務に、当該会社の役員・従業員若しくは当該会社と契約関係にある者又はその役員・従業員として通算一年以上携わった経験がある者
 - 十一 改正案と上記各号に該当する法人並びに個人及びその2親等以内の親族が直接・間接に議決権の過半数を保有する法人
- 注)上記の他、一定の要件を満たすベンチャーファンドを、金商法上の「みなし有価証券」に該当しないものとして位置づける案が提言されている。

平成26年9月26日

金融審議会
会長 吉野 直行 殿

金融担当大臣 麻生 太郎

金融庁設置法第7条第1項第1号により下記のとおり諮問する。

記

○ 投資運用等に関する検討

投資家の保護及び成長資金の円滑な供給との観点を踏まえ、いわゆるプロ向けファンドをめぐる制度のあり方などの課題について検討すること。

(略)

參考資料

－ 投資サービス法(仮称)に向けて －

平成17年12月22日

VI. 集団投資スキーム(ファンド)

1. 実効性ある規制整備の必要性

「中間整理」では、集団投資スキーム(ファンド)について、①開示規制、②販売・勧誘に関する業規制・行為規制、③資産運用に関する業規制・行為規制のほか、④資産管理、運用者の受託者責任、運用報告などについての最低限の仕組み規制を適用することが必要であるとされている。

最近も、多数の一般投資家を対象とした匿名組合形式の事業型ファンドに関する被害事例が報じられていることなどを考慮すると、投資サービス法の主要な目的の一つである利用者保護ルールの徹底を図る観点から、ファンドについては、実効性ある包括的・横断的規制の整備が必要と考えられる。

2. 特定投資家(プロ)向けファンドに対する規制のあり方

同様に「中間整理」で掲げられている「利用者保護を前提に、活力ある金融市場を構築」するとの観点から、規制の柔構造化を図ることが重要である。具体的には、一般投資家(アマ)を対象とするファンドについては利用者保護の観点から十分な規制を課すこととしつつ、もっぱら特定投資家のみを対象とするファンドについては、一般投資家を念頭においた規制を相当程度簡素化し、金融イノベーションを阻害するような過剰な規制とならないよう、十分な配慮が必要と考えられる。

プロ向けファンド届出に係る届出事項

以下のような項目を記載の上、登記事項証明書(個人であるときは、住民票の抄本)を添付して、本店等の所在地を管轄する財務局長に届出することが義務づけられている。(金商法63条8項、金商業等府令236条、238条及び別紙様式20号)

- 届出者の住所又は所在地、電話番号
- 商号、名称又は氏名(法人にあつては、代表者の役職氏名)
- 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額
- 法人であるときは、役員の名氏又は名称
- 法令遵守担当者の氏名
- 運用担当者の氏名
- 業務の種別(プロ向けファンド運用、プロ向けファンド持分販売)
- 主たる営業所又は事務所の名称及び所在地
- 他にしている事業の種類
- 取り扱うプロ向けファンドの名称
- 取り扱うプロ向けファンドに出資する適格機関投資家の商号、名称又は氏名(2名以上の適格機関投資家がいる場合は、そのうち少なくとも1名)

金融商品取引法上のプロ概念

適格機関投資家	特定投資家	適格投資家	プロ向けファンド業務の相手方 (適格機関投資家以外は49人以下に限定)
開示義務を免除(プロ私募)	説明用書面の交付を免除	プロ向け投資運用業の対象	届出で業務可
金商法2条3項1号 定義府令10条	金商法2条31項、34条の3第1項、 34条の4第1項、 定義府令23条、業府令61条、62条	金商法29条の5第3項 施行令15条の10の5、業府令16条の3	金商法63条 施行令案17条の12、業府令案233条の2
証券会社・投資運用業者 投資法人・外国投資法人 銀行その他預金等取扱機関(信組は【届出】) 保険会社・外国保険会社等 地域経済活性化支援機構 東日本大震災事業者再生支援機構 財政融資資金の管理・運業者 GPIF 国際協力銀行等 日本政策投資銀行 短資業者 銀行法施行規則17条の3第2項12号に掲げる業務を目的とする株式会社(資本金5億円以上)【届出】 投資事業有限責任組合 企業年金連合会 民間都市開発推進機構 信託会社・外国信託会社【届出】 法人【届出】(保有有価証券残高10億円以上) 一定の特定目的会社【届出】 個人【届出】(保有有価証券残高10億円以上) 組合、匿名組合又は有限責任事業組合の業務執行組合員等(保有有価証券残高10億円以上)【届出】 外国金融機関等【届出】 外国政府等【届出】 年金基金・外国年金基金【届出】 (資産(流動負債等を除く)100億円以上)	(適格機関投資家) 国 日銀 投資者保護基金 特殊法人・独立行政法人等 預金保険機構・貯金保険機構 保険契約者保護機構 特定目的会社 上場会社 株式会社(資本金5億円以上) 外国法人 金融商品取引業者(法人のみ) (証券会社・投資運用業者以外) 適格機関投資家等特例業者(法人のみ) 特定投資家以外の法人 個人(投資性金融資産3億円以上、 証券口座開設後1年経過) 組合、匿名組合又は有限責任事業組合の 業務執行組合員等(出資合計額3億円以上) (注) 東証プロ向け市場の参加者になることが可能な者として、「特定投資家等」(特定投資家又は非居住者)の分類がある。 (金商法2条3項2号口(2)、117条の2)	(適格機関投資家) 国 日銀 投資者保護基金 特殊法人・独立行政法人等 預金保険機構・貯金保険機構 保険契約者保護機構 特定目的会社 上場会社 株式会社(資本金5億円以上) 外国法人 金融商品取引業者(法人のみ) (証券会社・投資運用業者以外) 適格機関投資家等特例業者(法人のみ) 年金基金(投資性金融資産100億円以上) 法人(投資性金融資産3億円以上) 個人(投資性金融資産3億円以上、証券口座開設後1年経過) 組合、匿名組合、有限責任事業組合又は外国の組合等の業務執行組合員等(投資性金融資産3億円以上) 当該金商業者の役員、重要な使用人 当該金商業者の親会社等	(適格機関投資家) 特殊法人・独立行政法人等 特定目的会社 上場会社 →(資本金5千万円超) 外国法人 金融商品取引業者(法人のみ) (証券会社・投資運用業者以外) 適格機関投資家等特例業者 年金基金(投資性金融資産100億円以上) 法人(投資性金融資産3億円以上) →(投資性金融資産1億円以上、証券口座開設後1年経過) 組合、匿名組合、有限責任事業組合又は外国の組合等の業務執行組合員等(投資性金融資産3億円以上) 当該特例業者の役員、使用人 当該特例業者の親会社等 株式会社(資本金5千万円超) 金商業者、上場会社等の子会社等・関連会社等 個人(投資性金融資産1億円以上、証券口座開設1年経過) 資産管理会社 外国の組合型ファンド等
	一般 投 資 家 へ の 移 行 可		(※)

【届出】は、金融庁に届出を行うことにより適格機関投資家となることができる者

(※)パブリックコメントに付した案

金融商品取引法上のプロに該当した場合の主な効果

	開示関係	金商業・取引所関係
適格機関投資家	<ul style="list-style-type: none"> ● 募集・売出しの要件である勧誘人数の計算対象から除外(2条3項1号、4項1号) ※ 適格機関投資家私募・私売出しの要件を充たす場合 ● 適格機関投資家のみを対象とした勧誘について有価証券届出書の提出義務を免除(2条3項2号イ、4項2号イ) ● 適格機関投資家への目論見書交付義務を免除(15条2項1号) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 適格機関投資家等特例業務(プロ向けファンド)において必ず1名以上必要とされる出資者となることが可能(63条)
特定投資家 ※一部の投資家については、金商業者ごと、契約の種類ごとに特定投資家と一般投資家との間で移行が可能。 ・ 一般投資家への移行が可能な特定投資家 例 上場会社、株式会社(資本金5億円以上)、外国法人など ・ 特定投資家への移行が可能な一般投資家 例 特定投資家以外の法人、個人(投資性金融資産3億円以上保有、証券口座開設後1年以上) など	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定投資家のみを対象とした勧誘について、有価証券届出書の提出義務を免除(2条3項2号ロ、4項2号ロ) ※ ただし、特定証券情報の提供又は公表義務あり(27条の31第1項) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 行為規制の適用を除外(45条) <ul style="list-style-type: none"> ・ 広告等規制(37条) ・ 取引態様事前明示義務(37条の2) ・ 契約締結前交付書面交付義務(37条の3) ・ 契約締結時交付書面交付義務(37条の4) ・ 保証金受領書面交付義務(37条の5) ・ 書面による解除(37条の6) ・ 不招請勧誘禁止(38条4号) ・ 勧誘受諾意思確認義務(38条5号) ・ 再勧誘禁止(38条6号) ・ 適合性原則(40条1号) ・ 最良執行方針等記載書面事前交付義務(40条の2第4項) ・ 顧客の有価証券を担保に供する行為等の制限(43条の4) ・ 投資助言業における金銭等の預託の受入れ等の禁止(41条の4) ・ 投資助言業における金銭等の貸付け等の禁止(41条の5) ・ 投資運用業における金銭等の預託の受入れ等の禁止(42条の5) ・ 投資運用業における金銭等の貸付け等の禁止(42条の6) ・ 運用報告書交付義務(42条の7)
特定投資家等 ^(注)		<ul style="list-style-type: none"> ● 特定商品取引所金融市場(プロ向け市場)に参加可能(117条の2)
適格投資家		<ul style="list-style-type: none"> ● 適格投資家(プロ)向け投資運用業において権利者となることが可能(29条の5)

(注)特定投資家又は非居住者